

別表六の二（六）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、連結法人が措置法第68条の9第1項又は第9項第2号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書のⅡは、連結法人が措置法第68条の9第2項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 3 この明細書のⅢは、連結法人が措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合に記載します。